

物価高騰を乗り切る

市では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、次の3つの支援を実施します。

1. 物価高騰対策緊急生活支援金

住民税所得割非課税世帯や、家計が急変した世帯の生活を支援するため、支援金を支給します。支援金の受給には、手続きが必要です。

■支給対象世帯

- ① ②③のいずれかに当てはまる世帯（令和5年6月1日現在で市民の人）
- ① 非課税世帯
- ② 均等割のみ課税世帯
- ③ 家計急変世帯

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、均等割が課されている世帯

令和5年1月～10月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②の要件で支給済みの世帯は除く

■給付額
1世帯当たり30,000円



■申請手続きについて

①②の世帯には、7月下旬以降、以下のいずれかの通知が届きます。

通知の種類	対象世帯	申請手続き
支給のお知らせ	口座情報と課税情報を市が把握できる世帯	不要
支給要件確認書	口座情報または課税情報を市が把握できない世帯	支給要件を確認し、支給口座を記入して、期限までに返信してください。

③の世帯の人は、10月31日(火)までに申請書(市HPで入手)と必要書類を提出してください。

住民税均等割のみ課税とは？

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。

前年度の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある人全員が均等に負担するのが「均等割」、前年の所得金額に応じて負担するのが「所得割」です。

「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税で、「所得割」が非課税の人が対象です。均等割のみ課税の人は、「納税通知書」または「課税証明書」に記載されている「所得割」の額が0円になっています。

住民税はその年の1月1日の住所地で課税されます。

緊急生活支援金コールセンター
090(5213)4249
※9月29日(金)まで(土日祝を除く8時30分～17時15分)



2. 小中学校等

給食費(2学期)無償化

昨年度からの、給食費の物価高騰分を市が負担する施策に加え、公立小中学校・幼稚園・保育園の2学期(4カ月分)の給食費を無償にします。また、市外への通学者や民間保育園などの利用者にも、同水準での支援を予定しています。

詳しくは、来月の広報いずのくに9月号に掲載します。



☎ 学校教育課
055(948)1444

☎ 幼児教育課
055(948)1447

3. 製造業への電気料金支援

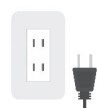
電気料金高騰の影響を強く受けている市内の中小製造業者の事業継続を支援するため、製造業電気料金高騰対策支援金を支給します。

内容 / 3カ月分の電気使用量に対し、1kW当たり3.5円(1事業者当たり上限50万円)

申込期限 / 9月8日(金)まで

※詳しくは市HP

☎ 商工課
055(948)1415



▲市HP

令和6年度 生涯学習きっかけ作り塾 講師募集

令和6年度



市では生涯学習の浸透・発展による市民の多様な学習ニーズに応え、また、「学ぶ」「教える」の両面の生きがいを実現する場として、講師・受講生が協働参画して運営する生涯学習きっかけ作り塾を実施します。講師は応募者の中から選抜し、決定します。あなたの特技や経験を活かして「知識を教えるよろこび、技能を伝えるよろこび」を感じてみませんか。

☎ 生涯学習課
055-948-1461

募集数 / 一般部門、ジュニア部門 合計25～30講座程度
(両部門の兼任可)

実施期間 / 令和6年4月～令和7年3月

提供会場 / 市内社会教育施設・体育施設・文化施設

応募条件 /

- 自主的に講座を開設し講師を務められること。(公認資格の有無は不問)
- 説明会・講師会に出席すること。
- 政治・宗教・営業活動を伴うもの、危険を及ぼすもの、極端に高額な経費を要するものではないこと。
- 市主催講座にふさわしい内容であること。(事業の趣旨・条件に合っていること)

主催 / 伊豆の国市教育委員会

講師希望者説明会

とき / 9月1日(金)19時

ところ / あやめ会館 会議室

内容 / 事業内容、運営方針、選抜手順などの説明

※説明会に出席しなければ講師登録できません。

児童扶養手当のお知らせ

☎ こども家庭課
0558-76-8008

父母の離婚などによるひとり親家庭や父または母が重度の障害の状態にある児童などを支援する制度です。この手当は、児童の心身の健やかな成長のために支給されるものであり、一定の条件に該当する児童(18歳に達した年度末まで)を監護している場合に手当が受けられます。公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もありますので、詳細は問い合わせください。



○児童扶養手当受給資格者のみなさんへ

8月は現況届の提出月です。

対象者には7月下旬～8月上旬に書類を郵送します。忘れずにこども家庭課(大仁庁舎)で手続きをしてください。

※伊豆長岡庁舎、葦山支所では手続きが出来ません。

受付期間 / ①8月1日(火)～31日(木)8時30分～17時15分(平日のみ)

②8月20日(日)9時～12時、13時～16時